規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

今後のクラスターサーベイランスについて

【原則】 今後は、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、個々の発生例で はなく、患者数の大幅な増加の端緒となる事例や全国的な傾向を的確かつ速やかに探知し、対策につな げていくことを感染拡大防止の基本とする。

【構成】 クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広に報告を求める。

クラスターの規模の特定 → 感染症法第12条の規定に基づ〈届出義務を課す。

クラスターの端緒の把握について

保健所において、患者が 通う施設における集団的 な発生を疑った場合は、 PCR検査を実施する。



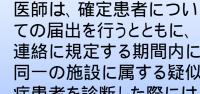
H C

PCR検査陽性だった場合、 患者を診察した医師に対 して、感染症法施行規則 第3条第3号の連絡を行

医師からの連絡

規則第3条第3号の連絡

医師の届出



ての届出を行うとともに、 連絡に規定する期間内に 同一の施設に属する疑似 症患者を診断した際には、 届出を行う。

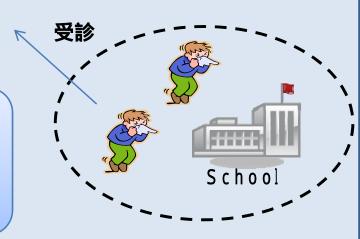
医師が集団発生を疑っ た場合、保健所へ連絡



Hospital

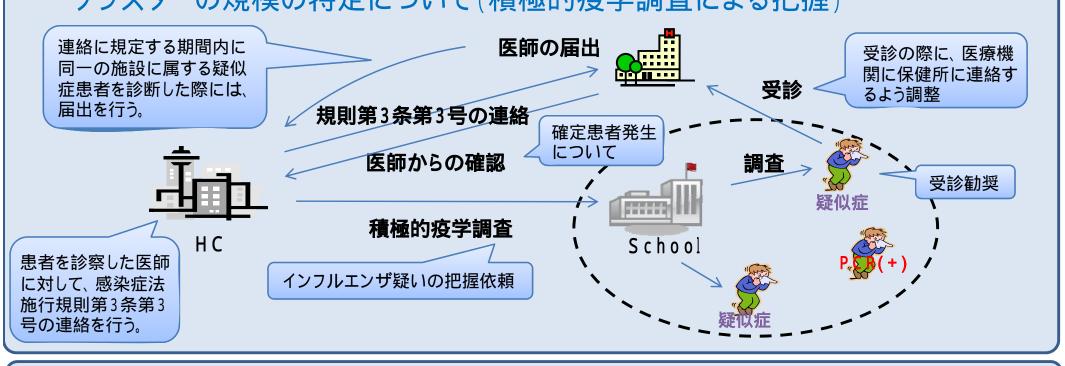
問診により集団発 生かどうかを確認

医師による問診等



規則第3条の改正に伴う医師の届出対象の変更について

クラスターの規模の特定について(積極的疫学調査による把握)



クラスターの規模の特定について(医師からの報告による把握)

連絡に規定する期間内に同一の 施設に属する疑似症患者を診断 した際には、届出を行う。

患者が通う施設において、確定患者が確認されている場合、患者を 診察した医師に対して、 感染症法施行規則第3 条第3号の連絡を行う。



規則第3条第3号の連絡

医師からの連絡

医師が集団発生を疑った場合、保健所へ連絡。

医師の届出

